

平成 30 年度

監 査 結 果 報 告 書（後 期）

定 期 監 査

財政援助団体監査

公の施設の指定管理者監査

石狩市監査委員

目 次

第 1 定期監査	1
監査期間 監査範囲	1
監査方法 監査結果	5
企画経済部	5
財政部 環境市民部 保健福祉部	6
建設水道部 厚田支所 浜益支所	7
教育委員会生涯学習部	8
第 2 定期監査（学校分）	9
監査期間 監査範囲 監査方法	9
監査結果	10
石狩小学校	10
南線小学校 石狩中学校	11
第 3 財政援助団体監査	12
監査期間 監査範囲 監査方法	12
監査結果	13
団体の概要：特定非営利活動法人石狩国際交流協会	15
財政的援助の概要：特定非営利活動法人石狩国際交流協会拠出金	16
第 4 公の施設の指定管理者監査	18
監査期間 監査範囲 監査方法	18
監査結果	19
施設の概要：石狩市民プール	21
指定管理者の概要：石狩市公務サービス株式会社	22

第 1 定 期 監 査

監査期間

平成30年10月17日から12月4日まで

監査範囲

平成30年度監査等計画及び平成30年度監査実施計画（後期）に基づき、平成30年度上期（平成30年4月から9月まで）の事務執行分を基本とし、必要に応じ、他の年度の執行状況を勘案して監査を行うこととし、その範囲は次のとおりとした。

〔対象部局・実施期間〕

部 局	抽 出 課	実 施 期 間
総 務 部	行政管理課、契約課	10月17日～18日
企 画 経 済 部	企画課、秘書広報課、参事（政策担当）、企業連携推進課	10月19日～24日
財 政 部	税務課、納税課	10月25日～26日
環 境 市 民 部	環境政策課、市民課	10月29日～31日
保 健 福 祉 部	福祉総務課、子ども政策課、子ども家庭課、子ども相談センター、聚富保育園、厚田保育園	11月1日～8日
建 設 水 道 部	建設総務課、建築住宅課	11月9日～13日
会 計 管 理 者	会計課	11月14日～15日
厚 田 支 所	市民福祉課	11月16日～19日
浜 益 支 所	市民福祉課、浜益国民健康保険診療所	11月16日～19日
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 部	学校教育課、教育支援センター、厚田生涯学習課、厚田学校給食センター、浜益生涯学習課、市民図書館、市立小中学校	11月20日～28日
議 会	議会事務局	11月29日～30日
選 挙 管 理 委 員 会	選挙管理委員会事務局	12月3日～4日

〔監査項目・対象書類〕

監査項目		対象書類
①収入金の収入事務（抽出）		収入金の決定書、収入原簿など、収入に関する書類
総務部	その他雑入	
企画経済部	地方創生推進交付金、広告料収入、北海道市町村振興協会助成金、有価証券売却収入、情報公開公文書交付費用	
財政部	延滞金、情報公開公文書交付費用、その他雑入	
環境市民部	いきいきふるさと推進事業助成金、通知カード再交付手数料、個人番号カード再交付手数料、中長期在留者住居地届出等事務委託金	
保健福祉部	民生委員活動費交付金、民生委員協議会交付金、放課後児童会一時保育負担金、行政財産目的外使用料、法人保育所保育料、へき地保育所保育料、時間延長保育料、保育園給食費	
建設水道部	行政財産目的外使用料、国土利用調査交付金、都市計画図売払代金、市営住宅駐車場使用料（現年度）、単身者住宅使用料（現年度）、自動車保管場所使用承諾証明手数料	
会計管理者	収入証紙売りさばき代金、収入証紙売りさばき手数料	
厚田支所	厚田総合センター使用料、狂犬病予防注射済票交付手数料（現年分）、スクールバス混乗利用料	
浜益支所	市有自動車使用料、畜犬登録手数料、狂犬病予防注射済票交付手数料（現年分）、スクールバス混乗利用料、衛生使用料、衛生手数料	
教育委員会 生涯学習部	その他雑入、屋内体育館使用料、土地貸付収入、建物総合損害共済補償金、その他雑入	
②旅費の支給事務		出張命令簿など、旅費支出に関する書類
③支出事務		任用（雇用）決議書、出勤簿、休暇簿など、賃金支出に関する書類
ア 賃金（臨時職員、抽出）		
総務部	契約課	
企画経済部	企画課、秘書広報課	
財政部	税務課、納税課	
環境市民部	市民課	
保健福祉部	子ども家庭課、子ども相談センター、聚富保育園、厚田保育園	
厚田支所	市民福祉課	

浜益支所	市民福祉課
教育委員会 生涯学習部	厚田生涯学習課、浜益生涯学習課、石狩市民図書館
議会	議会事務局
イ 報償費、ウ 需用費（燃料費及び光熱水費を除く）、エ 役務費（筆耕翻訳料、その他損害保険料）、オ 使用料及び賃借料（公共用地賃借料、事務機器賃借料）、カ 備品購入費	選任、支出に関する決定書、執行決議など、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費支出に関する書類
キ 負担金補助及び交付金（平成29年度分を対象、抽出）	補助金等交付申請書など、補助金等の支出に関する書類
総務部	職員福利厚生会交付金
企画経済部	地域自治システムモデル事業交付金、結婚新生活支援事業補助金
保健福祉部	子どもの居場所づくり推進事業交付金、厚田区子育てネットワーク委員会事業交付金、民間保育所等運営費交付金、認定こども園整備事業交付金（保育所等防犯対策強化整備事業）
建設水道部	河川愛護事業交付金、街路灯組合等拠出金、危険空家除却費補助金
厚田支所	集会所除雪交付金
浜益支所	自治会連絡活動交付金、群別自治会会館運営事業交付金
教育委員会 生涯学習部	学校奨励プログラム等推進事業交付金、スキー学習助成金
④契約事務（抽出）	執行決議書（起工決議書）など、契約に関する書類一式
総務部	石狩市職員採用資格試験問題用紙購入及び採点業務委託、石狩市職員定期健康診断業務委託
企画経済部	市民活動情報センター管理運営業務（指定管理）、石狩市地域公共交通網形成計画策定業務、石狩市自転車活用推進計画策定業務、市長公用車運行業務委託、石狩市くらしの便利帳2018制作業務委託、石狩市勢要覧制作業務委託、広報紙制作等業務委託、市政情報作成事業業務委託、展示会出展企画等委託業務
環境市民部	平成30年度風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業（北海道石狩市）委託業務、風力発電ゾーニングデータ連携業務委託、公用車（プリウスPHV）購入、石狩市の事務・

	事業及び市域の温室効果ガス排出量算出業務委託
保健福祉部	生活保護等版レセプト管理システム業務委託、生活保護法診療報酬明細書点検業務委託、石狩市放課後児童健全育成事業委託（おおぞらクラブ）、石狩市放課後児童健全育成事業委託（障がい児受入推進事業）、石狩市放課後児童健全育成事業委託（はまなす子どもクラブ）、石狩市放課後児童健全育成事業委託（わかばクラブ）、石狩市放課後児童健全育成事業委託（にじいろ南クラブ）、地域子育て支援拠点事業（5日型地域支援）業務委託（えるむの森）、地域子育て支援拠点事業（3日型①）業務委託（くるみの木広場）、子育てネット事業業務委託、ファミリー・サポート・センター事業業務委託、樽川エリア子ども・子育て支援機能検討事業、子ども・子育て支援新制度システム保守業務委託、平成30年度児童扶養手当システム改修業務委託、石狩市若者支援事業委託業務、石狩市学習支援事業委託業務
建設水道部	平成30年度地籍成果利活用事業業務委託、聚富新線川外1環境整備業務委託、道路灯消灯業務委託、（仮称）石狩市都市骨格方針策定支援業務委託、市営住宅管理システム保守業務委託、市営住宅船場団地耐力度調査業務委託、市営住宅南花川団地耐力度調査業務委託、平成30年度空家情報入住宅地図作成業務委託、平成30年度市有特定建築物定期報告業務委託
会計管理者	収納データ処理業務委託
厚田支所	厚田保健センターエレベーター保守業務委託、厚田総合センター及び厚田保健センター設備・環境衛生管理業務委託、厚田総合センター及び厚田保健センター防犯等管理業務委託
浜益支所	防犯監視業務委託（セコムAXシステム）
教育委員会 生涯学習部	各中学校教育用コンピュータ機器保守点検業務委託（樽川中、厚田中）、各小学校教育用コンピュータ機器保守点検業務委託（花川南小、双葉小、聚富小）、各小学校教育用コンピュータ機器保守点検業務委託（八幡小、厚田小）、緑苑台小学校教育用コンピュータLTSB化業務委託、花川中学校教育用コンピュータLTSB化業務委託、浜益小学校教育用コンピュータLTSB化業務委託、平成30年度学校職員定期健康診断業務委託、平成30年度学校心臓検診業務委託（単価契約）、平成30年度厚田区・浜益区学校給食業務委託、はまなす郷土資料館機械警備業務委託、厚田中学校蔵書マーク作成業務委託、図書館外構維持管理及び

	樹木冬囲い等業務委託、図書館清掃業務委託、図書館維持管理業務委託、石狩市民図書館システム等に係る機器等保守業務委託、図書館新刊全件マーク作成業務委託
議会	石狩市議会インターネット映像配信業務委託

監査方法

監査の実施にあたっては、対象部局に監査の基本的な考え方を示すとともに、あらかじめ関係書類の提出を求めた。

また、監査を進めるにあたり、財務に関する事務が、関係法令等に基づき適正に執行されているかを主眼として監査を実施した。

なお、監査において疑問が生じた場合は、担当課長及び担当職員から説明を受けるとともに、前回監査の指摘事項の改善・措置状況についての確認も行った。

監査結果

次のとおり指導を要する事項が見受けられた。

※平成31年1月28日に実施した監査結果の講評において、その状況や内容を説明するとともに改善を促した。

1. 企画経済部

(1) 旅費の支給事務について

- 出張において、出張命令簿に記入のないものがあった。
- 出張命令簿において、出張命令権者の決裁漏れがあった。

(2) 契約事務について（抽出）

- 予定価格調書において、金額で判断すると、事務決裁規程では決定権者は部長となるが、課長が決定していた。

2. 財政部

(1) 収入金の収入事務について（抽出）

- 固定資産税延滞金（償却資産）において、延滞金の計算の基礎となる税額の千円未満の端数が切り捨てられていなかった。
- 滞納処分費において、滞納処分費の確定額の百円未満の端数が切り捨てられていなかった。

(2) 支出事務について（臨時職員賃金（抽出））

- 臨時職員の通勤手当の支給日数に誤りがあった。

3. 環境市民部

(1) 支出事務について（臨時職員賃金（抽出））

- 臨時職員の通勤手当の支給日数に誤りがあった。

4. 保健福祉部

(1) 旅費の支給事務について

- 出張命令簿において、出張命令権者の決裁漏れがあった。

(2) 支出事務について（臨時職員賃金（抽出））

- 臨時職員の任用決議書と支出負担行為が一致していなかった。
- 臨時職員の任用日数の変更の決裁がされていなかった。
- 臨時職員の出勤簿が作成されていなかった。

(3) 支出事務について（負担金補助及び交付金（抽出））

- 交付金において、交付申請時の完了予定までに完了していないが、遅延報告書の提出がされていなかった。

5. 建設水道部

(1) 収入金の収入事務について（抽出）

- 行政財産の目的外使用において、事務決裁規程では決裁権者は部長となるが、課長が決裁していた。

(2) 支出事務について（使用料及び賃借料）

- 賃貸借において、長期継続契約が可能な契約であるが、予算措置がなく複数年で契約していた。

6. 厚田支所

(1) 支出事務について（臨時職員賃金（抽出））

- 臨時職員の出勤簿が作成されていなかった。

7. 浜益支所

(1) 支出事務について（需用費）

- 修繕において、予定価格が定められていなかった。また、執行決議書の内訳書、完了検査印がなく、見積合せ結果の記入に誤りがあった。

(2) 支出事務について（使用料及び賃借料）

- 賃貸借において、長期継続契約が可能な契約であるが、予算措置がなく複数年で契約していた。
- 賃貸借において、契約書の借用面積と契約書合冊の占用図における面積に相違があり、賃借料計算の根拠が不明となっている。
- 賃貸借において、借用単価の積算根拠が示されていなかった。

8. 教育委員会生涯学習部

(1) 支出事務について（臨時職員賃金（抽出））

- 臨時職員の任用決議書において、任用後に修正されていた。
- 臨時職員の出勤簿が作成されていなかった。
- 臨時職員賃金の支給額の計算に誤りがあった。

(2) 支出事務について（使用料及び賃借料）

- 賃貸借において、長期継続契約が可能な契約であるが、予算措置がなく複数年で契約していた。
- 賃貸借において、借用単価の積算根拠が示されていなかった。

(3) 支出事務について（負担金補助及び交付金（抽出））

- 交付金において、金額で判断すると、事務決裁規程では決裁権者は部長となるが、課長が決裁していた。

(4) 契約事務について（抽出）

- 執行決議書において、添付されている契約書（案）に誤りがあった。
- 業務委託において、覚書締結の決裁がされていなく、報告書も作成されていない。また、執行決議時の契約書（案）と締結した契約書が異なっていた。

第 2 定 期 監 査 (学校分)

監査期間

平成30年11月20日から11月28日まで

監査範囲

平成30年度監査等計画及び平成30年度監査実施計画（後期）に基づき、平成30年度上期（平成30年4月から9月まで）の事務執行分を基本とし、必要に応じ、他の年度の執行状況を勘案して監査を行うこととし、その範囲は次のとおりとした。

〔対象学校・実地調査〕

学 校	実 地 調 査
石 狩 小 学 校	11月22日（木）
南 線 小 学 校	
石 狩 中 学 校	

〔監査項目〕

1. 支出事務
需用費、役務費
2. その他の事務
パソコンの管理に関する事務

監査方法

監査の実施にあたっては、対象学校からあらかじめ関係書類の提出を求めるとともに、監査の基本的な考え方を説明した上で、学校経営方針等について聴取した。

また、監査を進めるにあたり、財務に関する事務が、関係法令等に基づき適正に執行されているかを主眼として実施し、実地調査においては、パソコンの保管状況等を確認した。

【石狩小学校 実地調査の状況】



監査結果

監査の結果及び概要は、次のとおりである。

1. 石狩小学校

(1) 支出事務について

執行決議書、納品書、郵便切手受払簿等の関係書類を監査した結果、事務処理は適正に執行されていると認められた。

(2) その他の事務について

PC管理簿等の関係書類及び保管状況を監査した結果、事務処理は適正に執行されていると認められた。

2. 南線小学校

(1) 支出事務について

執行決議書、納品書、郵便切手受払簿等の関係書類を監査した結果、事務処理は適正に執行されていると認められた。

(2) その他の事務について

P C管理簿等の関係書類及び保管状況を監査した結果、事務処理は適正に執行されていると認められた。

3. 石狩中学校

(1) 支出事務について

執行決議書、納品書、郵便切手受払簿等の関係書類を監査した結果、事務処理は適正に執行されていると認められた。

(2) その他の事務について

P C管理簿等の関係書類及び保管状況を監査した結果、事務処理は適正に執行されていると認められた。

第3 財政援助団体監査

監査期間

平成30年11月13日から11月28日まで

監査範囲

平成30年度監査等計画及び平成30年度監査実施計画（後期）に基づき、下記の財政援助団体及び所管部局を対象に、平成29年度財政援助（拠出金）等に係る出納その他の事務執行分を基本とし、必要に応じ、他の年度の執行状況を勘案して監査を行った。

団体名	特定非営利活動法人石狩国際交流協会
拠出金の名称	特定非営利活動法人石狩国際交流協会拠出金
所管部局	企画経済部 秘書広報課

監査方法

監査の実施にあたっては、所管部局及び財政援助団体からあらかじめ関係資料の提出を求めるとともに、関係職員から事業の概要等について聴取した。

また、監査を進めるにあたり、所管部局に対しては、財政援助団体への指導監督が適切に行われているかに重点をおいて監査を実施し、財政援助団体に対しては、拠出金の取扱い等が適正に行われているかに重点をおいて監査を実施した。

なお、地方自治法第199条の2の規定により、和田監査委員を当監査から除斥のうえ実施した。

実地調査については、次のとおり実施した。

実施日・場所	出席者
平成30年11月28日（水） 特定非営利活動法人石狩国際 交流協会事務所	特定非営利活動法人石狩国際交流協会 事務局長 藤田 隆 事務局員 金 娜

【実地調査の状況】



監査結果

監査の結果及び概要は、次のとおりである。

〈所管部局〉

企画経済部に対し、拠出金の交付目的及び対象事業の内容は明確か、交付方法、時期、手続等は適正かなどについて関係書類等により監査を行った結果、適正に執行されていると認められた。

〈財政援助団体〉

特定非営利活動法人石狩国際交流協会において、事業計画書、予算書及び決算諸表と所管部局へ提出した拠出金の交付申請書、実績報告書等は符合するか、出納関係帳票の整備、記帳は正確か、拠出金に係る収支の会計経理は適正か、その他の事務執行が適正かつ効率的に行われているかなどについて関係書類等により監査を行った結果、次のとおり指導を要する事項が見受けられた。

※平成 31 年 1 月 28 日に実施した監査結果の講評において、その状況や内容を説明するとともに改善を促した。

- 日々の金銭収入については、支出に充てることなく、直ちに一旦取引金融機関に入金しなければならないが、支出に充てているものがあった。
- 小口払用現金は、定額資金前渡制度により 5 万円を保管限度額として毎月末日に精算することとなっているが、精算がされず、保管限度額を超えることもあった。

【団体の概要】

特定非営利活動法人石狩国際交流協会

(1) 設立目的等

特定非営利活動法人石狩国際交流協会（以下「協会」という。）は、会員の連携により、地域に根ざした国際交流を推進し、市民レベルの相互理解と友好親善を通じて地域の活性化及び国際化に寄与することを目的として、平成12年2月に石狩国際交流協会として設立し、平成14年3月に法人となっている。

(2) 事業内容

- ・ 国際交流の情報交換及び交流に係る事業
- ・ 国際交流の機会の提供に係る事業
- ・ 在道外国人の相談・支援に係る事業
- ・ 国際貢献に係る事業
- ・ 国際感覚豊かな市民育成に係る事業
- ・ 国際交流の調査研究に係る事業
- ・ その他目的を達成するために必要な事業

(3) 事業の実施状況

平成29年度は、キャンベルリバー市との高校生交換留学生の派遣(2名)・受入れ(2名)、少年少女親善訪問団「ヤングアンバサダー」(派遣人員16名)の同市への派遣、また、彭州市との交流事業として日中国交正常化45周年を記念した「日中友好交流都市中学生卓球交歓大会」へ「石狩市、彭州市友好都市団体チーム」として選手(2名)の派遣を行ったほか、石狩市民と外国人の方が異文化交流を深める国際交流パーティ「ワールドフェスティバル」や国際交流料理教室「水餃子講習会」を開催した。

その他、国際交流・情報交換事業として、多くの人々への情報提供のためにホームページの管理・運営、会員には機関紙「はーとふる」の2回発行や、在道外国人の相談・支援事業として、翻訳・通訳、日本語学習支援事業等を実施した。

(4) 組織の概要

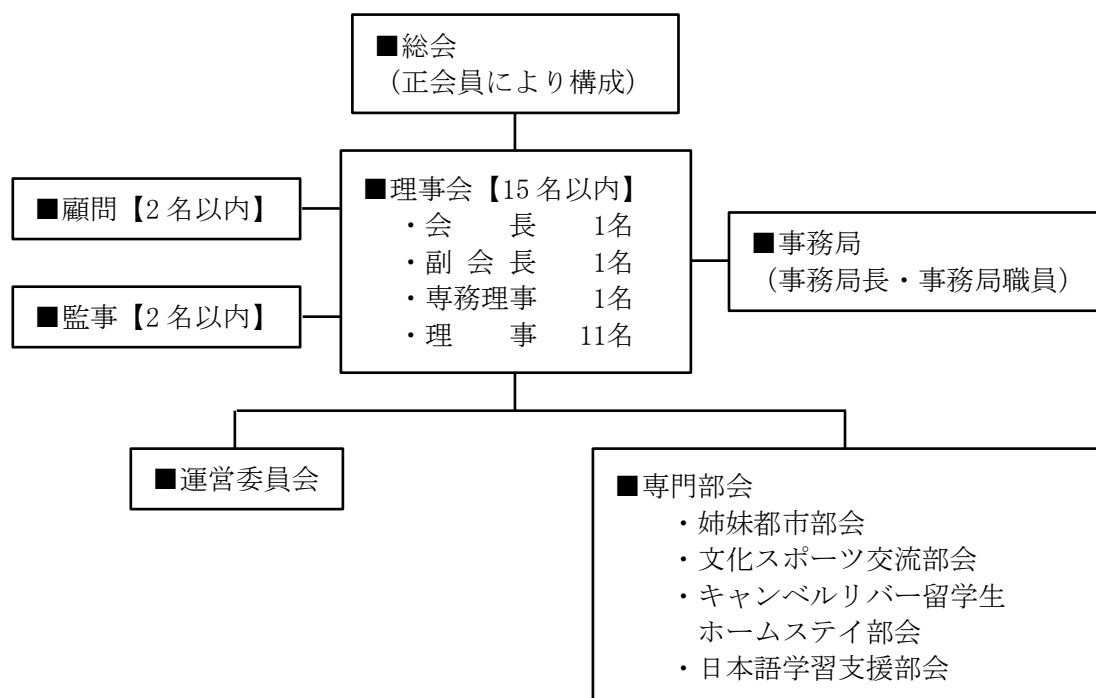
①名称・代表者

特定非営利活動法人石狩国際交流協会 会長 星 正明

②所在地

石狩市花川北6条1丁目42番地（石狩市公民館内）

③組織構成



④会員数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
個人会員 (人)	235	223	214
法人会員 (社)	53	51	51

【財政的援助の概要】

(1) 拠出金の概要

①拠出金の名称

特定非営利活動法人石狩国際交流協会拠出金

②拠出金の目的

国際化に対応したまちづくりを推進するため、石狩市と姉妹都市提携等を結んでいる都市との友好関係を促進するとともに、地域に根ざした国際交流事業により市民の意識

高揚や相互理解を図り、また様々な友好親善の場を通して、地域の活性化及び国際化に寄与する。

③平成 29 年度交付額

11,670 千円

④交付手続の状況

- ・ 交 付 申 請 平成 29 年 4 月 1 日
- ・ 交 付 決 定 平成 29 年 4 月 3 日
- ・ 概算払申請① 平成 29 年 4 月 3 日
- ・ 概算払決定① 平成 29 年 4 月 3 日
- ・ 変更承認申請 平成 29 年 5 月 29 日
- ・ 変 更 承 認 平成 29 年 5 月 30 日
- ・ 概算払申請② 平成 29 年 6 月 7 日
- ・ 概算払決定② 平成 29 年 6 月 8 日
- ・ 実 績 報 告 平成 30 年 3 月 31 日
- ・ 交付額確定 平成 30 年 3 月 31 日

(2) 収支等の状況（平成 29 年度）

(収 入)

(単位：千円)

科 目	備 考	金 額
補助金等収入	特定非営利活動法人石狩国際交流協会拠出金	11,670

(支 出)

(単位：千円)

科 目	事 業 費	拠出金使途の金額
国際交流及び情報交換事業	67	0
国際交流の機会提供事業	3,822	3,080
在道外国人の相談、支援事業	39	0
市民育成事業	30	0
人 件 費	8,813	8,590
事 務 費	1,110	0
合 計	13,881	11,670

第 4 公の施設の指定管理者監査

監査期間

平成 30 年 10 月 15 日から 10 月 30 日まで

監査範囲

平成 30 年度監査等計画及び平成 30 年度監査実施計画（後期）に基づき、下記の公の施設に係る指定管理者及び所管部局を対象に、平成 29 年度指定管理に係る出納その他の事務執行分を基本とし、必要に応じ、他の年度の執行状況を勘案して監査を行った。

公の施設名	石狩市民プール
指定管理者	石狩市公務サービス株式会社
所管部局	保健福祉部 スポーツ健康課
指定期間	平成 26 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで(4 年間)

監査方法

監査の実施にあたっては、所管部局及び指定管理者からあらかじめ関係資料の提出を求めるとともに、関係職員から業務の概要等について聴取した。

また、監査を進めるにあたり、所管部局に対しては、指定管理者への指導監督が適切に行われているかに重点をおいて監査を実施し、指定管理者に対しては、条例及び協定書等に沿って適正な管理が行われているかに重点をおいて監査を実施した。

なお、実地調査を次のとおり実施した。

実施日・施設	出席者
平成30年10月30日（火） 石狩市民プール	石狩市公務サービス株式会社 代表取締役社長 川又 和雄 総務課長（兼）業務第2課長 吉田 周平 業務第1課長 今村 智弥

【監査実施状況】



監査結果

監査の結果及び概要は、次のとおりである。

〈所管部局〉

保健福祉部に対し、条例、協定書、仕様書等に基づき、適正に管理が行われているかについて、関係書類等により監査を実施した結果、次のとおり指導を要する事項が見受けられた。

※平成 31 年 1 月 28 日に実施した監査結果の講評において、その状況や内容を説明するとともに改善を促した。

- 協定書第 35 条において義務付けられているマニュアルの作成について、作成状況を把握していなかった。

〈指定管理者〉

石狩市公務サービス株式会社に対し、当該施設の管理運営が、条例、協定書、仕様書等に基づき、適正に行われているかについて、関係書類等により監査を実施した結果、次のとおり指導を要する事項が見受けられた。

※平成 31 年 1 月 28 日に実施した監査結果の講評において、その状況や内容を説明するとともに改善を促した。

- 協定書第 35 条において、事故対策、緊急時対策、防犯・防災対策に係るマニュアルの作成が義務付けられているが、防犯・防災対策マニュアルが未整備だった。

【施設の概要】

石狩市民プール

(1) 概況

石狩市民プールは、市民の健康の増進を図るため、及び市民の交流の場を提供する施設であり、平成18年度からは市議会の議決を経て、その運営を利用料金制により指定管理者が行っている。

年間入館者数は、平成27年度56,702人、平成28年度61,215人、平成29年度62,492人であり、また、平成29年度の事業収入は、年間収入合計66,694,490円、支出合計65,145,756円で、差し引き1,548,734円の黒字となっている。

(2) 規模等

所在地	石狩市花川北3条2丁目198番地3
施設規模	鉄筋コンクリート造り、2階建て、地下1階 延べ床面積1,752.20㎡
利用料金制の適用	有
開館時間	午前9時30分から午後9時30分まで
休館日	毎月第一日曜日、12月29日から翌年1月3日まで
施設概要	プール、休憩コーナー、ロッカー室、事務室、多目的ホール、ギャラリー等

(3) 利用状況（プール及び貸室）

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
4月	3,887	4,194	4,434
5月	4,273	4,567	5,158
6月	5,095	6,151	6,127
7月	5,929	5,944	6,593
8月	5,224	5,255	5,433
9月	4,811	5,397	6,138
10月	5,423	5,410	5,380
11月	4,237	4,727	4,673
12月	4,036	4,290	4,288
1月	4,297	4,761	4,712
2月	4,370	5,058	4,677
3月	5,120	5,461	4,879
合計	56,702	61,215	62,492

(4) 収支決算の状況

(消費税抜/単位：円)

	区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
収 入	管理経費収入	19,074,082	19,074,081	19,074,081
	入館料収入	4,045,680	4,654,260	4,172,204
	貸室利用料	1,182,140	1,326,309	1,122,187
	自主事業収入(水泳教室)	36,595,488	39,916,505	42,153,550
	自主事業収入(商品販売)	206,395	225,812	172,468
	計	61,103,785	65,196,967	66,694,490
支 出	人件費	33,793,807	35,810,757	38,861,313
	消耗品費	1,579,814	1,796,701	1,631,470
	光熱水費	15,093,204	14,450,319	15,134,845
	燃料費	592,396	560,585	622,479
	修繕費	1,154,471	481,200	656,698
	その他	7,316,229	7,690,933	8,238,951
計	59,529,921	60,790,495	65,145,756	
収支差引		1,573,864	4,406,472	1,548,734

【指定管理者の概要】

(1) 名称・代表者

石狩市公務サービス株式会社
代表取締役社長 川又 和雄

(2) 所在地

石狩市花川北6条1丁目5番地

(3) 設立年月日

平成9年4月8日

(4) 平成29年度の主な事業実施状況

- ・市民プールやコミュニティ施設等を指定管理者として管理運営
- ・学校給食事業や市民図書館管理事業等を受託業務として事業展開

(5) 組織構成

